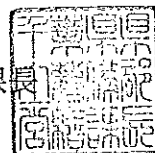




営 第 4 3 3 号
平成21年2月10日

社団法人 千葉県建設業協会 様

千葉県県土整備部営繕課



「千葉県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン（案）」の改訂及び
「千葉県営繕事業に係る電子納品作成マニュアル（案）（営繕工事編）」
の作成のお知らせ

日頃は、電子納品の運用に対し、多大なる御理解と御協力を頂きありがとうございます。

電子納品は、平成18年4月から委託業務については本運用、工事については試行が開始され、平成19年4月からは工事予定価格250万円以上の工事について運用してきました。この度、現行の「千葉県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン（案）」を別紙のとおり改訂いたしましたのでお知らせします。

また、電子納品を作成する上での一助とするために、「千葉県営繕事業に係る電子納品作成マニュアル（案）（営繕工事編）」を作成いたしましたので御活用下さい。

なお、下記資料について、貴職ホームページからの設定等により、貴職会員へ周知いただければ幸いです。

記

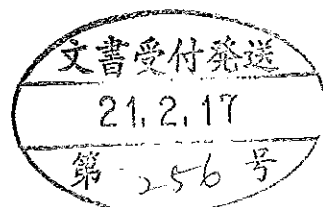
1. 掲載依頼資料名

「千葉県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン（案）」平成21年2月 → PDF 10頁
「千葉県営繕事業に係る電子納品作成マニュアル（案）（営繕工事編）」
平成21年2月 → PDF 30頁

2. リンク先

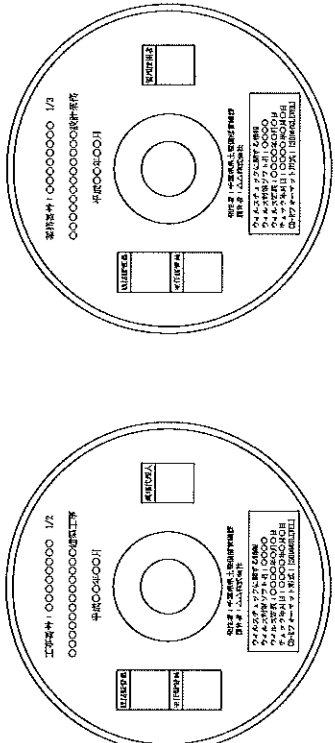
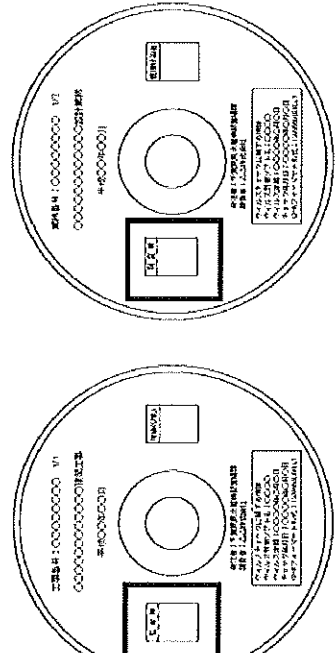
千葉県庁ホームページ 営繕課

http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/i_eizen/nouhin.html



千葉県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン（案）新旧対照表

新頁	旧(平成19年2月)	新(平成21年2月)														
1	<p>表2-1 千葉県の電子納品拡大実施計画</p> <table border="1" data-bbox="469 1111 635 1872"> <thead> <tr> <th>契約締結日</th> <th>対象工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年4月1日以降</td> <td>試行(発注者の指定する工事)</td> </tr> <tr> <td>平成19年4月1日以降</td> <td>1件につき予定価格が250万円以上の工事すべて</td> </tr> </tbody> </table>	契約締結日	対象工事	平成18年4月1日以降	試行(発注者の指定する工事)	平成19年4月1日以降	1件につき予定価格が250万円以上の工事すべて	<p>表2-1 千葉県の電子納品拡大実施計画</p> <table border="1" data-bbox="469 327 679 1088"> <thead> <tr> <th>契約締結日</th> <th>対象工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年4月1日以降</td> <td>試行(発注者の指定する工事)</td> </tr> <tr> <td>平成19年4月1日以降</td> <td>1件につき予定価格が250万円以上の工事すべて</td> </tr> <tr> <td>平成21年4月1日以降</td> <td>すべての工事</td> </tr> </tbody> </table>	契約締結日	対象工事	平成18年4月1日以降	試行(発注者の指定する工事)	平成19年4月1日以降	1件につき予定価格が250万円以上の工事すべて	平成21年4月1日以降	すべての工事
契約締結日	対象工事															
平成18年4月1日以降	試行(発注者の指定する工事)															
平成19年4月1日以降	1件につき予定価格が250万円以上の工事すべて															
契約締結日	対象工事															
平成18年4月1日以降	試行(発注者の指定する工事)															
平成19年4月1日以降	1件につき予定価格が250万円以上の工事すべて															
平成21年4月1日以降	すべての工事															
2	<p>2 電子納品の対象範囲・適用基準等</p> <p>2-3 測量及び地質調査業務</p> <p>(2) 実施要領</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木設計業務等の電子納品要領（案） 【平成16年6月6日国土交通省大臣官房技術調査課】 ・デジタル写真管理情報基準（案） 【平成18年1月1日国土交通省大臣官房技術調査課】 ・地質・土地調査成果電子納品要領（案） 【平成16年6月6日国土交通省大臣官房技術調査課】 ・測量成果電子納品要領（案） 【平成16年6月6日国土交通省大臣官房技術調査課】 	<p>2 電子納品の対象範囲・適用基準等</p> <p>2-3 測量及び地質調査業務</p> <p>(2) 実施要領</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木設計業務等の電子納品要領（案） 【平成20年5月1日国土交通省大臣官房技術調査課】 ・デジタル写真管理情報基準（案） 【平成20年5月1日国土交通省大臣官房技術調査課】 ・地質・土地調査成果電子納品要領（案） 【平成20年12月1日国土交通省大臣官房技術調査課】 <p>ただし、平成21年7月31日以前に契約を締結する業務については、平成16年6月版を適用することとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測量成果電子納品要領（案） 【平成20年12月1日国土交通省大臣官房技術調査課】 														

新頁	旧(平成 19 年 2 月)	新(平成 21 年 2 月)
3	 <p>図 3-1CD-R のラベル記載例 (工事)</p> <p>図 3-2CD-R のラベル記載例 (業務)</p>	 <p>図 3-1CD-R のラベル記載例 (工事)</p> <p>図 3-2CD-R のラベル記載例 (業務)</p>